

# 委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

# R 1 波土 牟岐漁港(牟岐地区) 牟・牟岐浦 東防波堤詳細設計業務 特記仕様書

## 第1条 業務目的

本業務は、平成24年度に実施した防波堤詳細設計業務の設計基準等の改訂に伴い、設計津波水位の見直し並びに設計津波(L1津波)を超える津波に対しても粘り強くなる構造についての詳細設計を行うものである。

設計対象施設は、以下のとおりとする。

対象施設名	施設延長(m)
東防波堤(A-2)	15.0
東防波堤(A-3)	112.4
東防波堤(A-4)	70.3
東防波堤(A-5)	64.1
東防波堤(A-6)	45.4

出典：牟岐漁港台帳

## 第2条 業務内容

### 1. 設計計画

本業務の実施にあたり、特記仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行上の基本方針を定めるものとする。また、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行方針を検討し、業務計画書を作成する。

### 2. 既存資料収集整理

以下に示す既往設計資料及び隣接施設の設計資料等を収集整理する。

「H24波土 牟岐漁港(牟岐地区) 牟岐・牟岐浦 耐震防波堤詳細設計業務」

「H25波土 牟岐漁港(牟岐地区) 牟岐・中村 西防波堤修正設計業務」

「観音寺川河川計画資料(全体計画書、平面図、縦横断図等)」

### 3. 現地踏査

現地状況を把握する目的で現地踏査を実施する。また、支障物件等の調査についても合わせて行うものとする。

### 4. 基本事項の確認

既往設計資料において設定された基本事項について確認を行うと共に、設計津波水位等の設計条件の見直しを行う。

### 5. 標準断面検討

既存防波堤を極力生かした構造形式として耐波浪はもとより、レベル1地震動(中規模地震動)に対して施設の健全度を損なうことなく、またレベル2地震動(発生頻度の高い津波を生じさせる地震動)に対して施設が所定の機能を保持し、耐津波に対しても安定性が確保できるように構造検討を実施する。

## 6. 堤体の安定照査

設計津波(L1津波)を超える津波に対しても粘り強い構造として安定性はもとより、洗掘等による倒壊を免れるための対策等について経済性にも配慮して堤体の安定性及び対策工の検討を行う。

## 7. 比較検討

比較検討は抽出した構造形式に対して、津波・波浪に対する安定照査を行い、概算数量、概算工事費を算定する。標準断面検討と合わせて、経済性、耐久性、維持管理、施工性等を総合比較について一覧表の作成を行う。

## 8. 根固工の検討

既設防波堤の港内外の根固工について安定照査を行い、不足する箇所についてブロックの種類等について比較検討を実施して選定を行う。

## 9. 耐震性能照査

地震時の構造物と地盤の動的相互作用による構造物及び地盤の変形照査を、「液状化を考慮した二次元有効応力解析(FLIP)」によって行い、レベル2地震動による変形量が所期の機能を満足することを確認する。

尚、既往設計のFLIP解析データについては発注者より貸与する。

## 10. 施工計画

背後に隣接する河川への支障及び航路部での地元利用者の出入りに配慮した施工手順及び方法について検討を行う。

## 11. 設計図

標準断面検討並びに詳細設計結果に基づいて、工事発注に必要な図面の作成を行う。

## 12. 数量計算

作成した設計図に基づいて、工事発注に必要な数量計算を行う。

## 13. 照査

「詳細設計照査要領(徳島県県土整備部)」に準じて、照査技術者による照査を行う。

## 14. 報告書作成

設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等をについてわかりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体：A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副各1部)

## 15. 打合せ

打合せは、原則として着手時1回、中間時2回、成果納品時1回の4回とする。